

女満別空港 警備業務処理要領

(目的)

第1条 女満別空港警備業務処理要領（以下、「本要領」という）は、「業務委託事務取扱要綱」に基づき、北海道が委託した警備業務の処理の方法等について定めるものとする。また、空港保安上の観点から悪用される可能性のある業務処理内容については、「女満別空港 警備業務実施細則（以下、「実施細則」という）」（受託者決定後、受託者にのみ公開）で定める。

(業務に従事する時間)

第2条 警備業務に従事する時間は次のとおりとする。

- (1) 運用時間内警備（8時から21時まで）
- (2) 運用時間外警備（21時から8時まで）

(警備員の配置)

第3条 受託者は、警備員の配置にあたってはICAO（国際民間航空機関）の保安に関する基準及び指針、また、航空法等関連法令を熟知した上で、次により警備員を配置させるものとする。

- (1) 警備員は、施設警備業務に係る一級検定資格を有する者とする。
- (2) 警備員は、本要領第2条に規定する全ての時間について常駐しなければならない。
- (3) 常駐する警備員数は、本要領第2条各号の時間帯についてそれぞれ1名とする。
- (4) 警備員が待機する場所は、北海道が指定する場所（別添1）とする。
- (5) 警備員の交替時刻は、閉門時（21時30分から翌日5時15分の間）に行なってはならない。ただし、警備員の体調不良など、突発的かつ警備員の交替以外に業務を継続させる手段がない場合を除く。
- (6) 前号による交替の場合を除き、警備員が交替した場合は、遅滞無く業務担当員等に報告しなければならない。

(職務に専念する義務)

第4条 警備員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その常駐時間及び職務上の注意力のすべてを本業務遂行のために用い、警備員がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- 2 受託者及び業務処理責任者は、本業務の遂行中である警備員を本業務以外の他の業務に従事させてはならない。

(警備員の制限)

第5条 受託者は、警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第14条の規定に抵触する者を警備員として従事させてはならない。

(警備員の服装及び身分証明書等)

第6条 受託者は、警備員に対し警備業法第16条の規定に準じ、制服、制帽、白手袋、警笛を着用させ上衣胸部に記名章を着装させるものとする。

- 2 警備員は、業務に従事している間は、北海道が発行する立入制限区域内立入許可証を常に携帯しなければならない。なお、当該立入許可証の交付を受けるには、北海道空港条例（昭和36年4月1日条例第41号）の規程に基づき、あらかじめ北海道に申請してその許可を受けなければならない。

(警備業務の内容)

第7条 受託者が実施すべき警備業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 空港内における禁止行為違反者の有無
 - (2) 空港内における不審物、不審者及び不審車両等の有無
 - (3) 空港施設等の異常の有無
 - (4) 車両通行用（歩行者通行用も含む）ゲートの開閉及びそれに伴う施錠・開錠
 - (5) 通常時において前号までに掲げるもののほか、実施細則において定める業務
 - (6) 緊急時等において北海道が特に必要があると認めて指示する業務
- 2 天候・災害等の影響などにより、警備業務の遂行が困難となった場合は、警備員は業務担当員または女満別空港管理事務所に速やかにその状況を報告し、必要な指示を受けなければならない。

(巡回警備業務)

第8条 巡回警備業務は、実施細則に定める経路を所定の回数実施するものとする。

- 2 車両による巡回警備業務は、主として車両内からの目視により行なうものとする。
- 3 警備員は、夜間・及び早朝に実施する巡回警備を行うときは巡回時計を携行し、巡回経路順に巡回時刻が打刻された記録紙を業務担当員に提出しなければならない。
- 4 警備員は、巡回警備の結果、異常等を発見した場合は、速やかに業務担当員または女満別空港管理事務所に報告し必要な指示を受けなければならない。
- 5 巡回警備に使用する車両を立入制限区域内において走行させる場合は、当該車両に300カンデラを超える光度の青色点滅灯火を備え付けなければならない。
 - (1) 当該車両が登録車両であるときは、「道路運送車両の保安規準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」第55条の規定による手続きを必要とし、地方運輸局長から基準緩和認定書の交付を受けるには、北海道（空港管理者）の証明書が必要となるので、あらかじめ「基準緩和認定申請（基準緩和認定の変更申請）のための証明申請書」（別添2）を北海道に提出すること。
 - (2) 当該車両が未登録車両の場合は、前号の手続きは必要としない。
- 6 巡回警備に使用する車両を立入制限区域内において走行させる場合は、あらかじめ北海道空港条例施行規則（昭和50年3月31日北海道規則第12号）第14条第1項ただし書きの規定により「車両使用（取扱）許可申請書」を提出し、その許可を受けなければならない。
- 7 車両巡回による走行速度は15km/hを超えないものとする。

(違反者等の対応)

第9条 警備業務中において次に掲げる者及び車両等を発見したときの対応は、実施細則に定める。

- (1) 北海道の許可を受けずに立入制限区域に立入った者及び空港内における禁止行為等の違反者
- (2) 挙動の不審な者及び挙動の不審な車両
- (3) 不審物

(緊急事態等発生時の対応)

第10条 航空機事故等の発生、ハイジャック及びテロ等の犯罪の発生及びこれら事件・事故の発生のおそれがある場合は、「女満別空港緊急計画」、「女満別空港消防救難隊業務要領」及び「女満別空港保安管理規程（セキュリティ編）」に基づき、被害の防止または軽減のため、警備員

は必要に応じ北海道の指示を受けて迅速的確に行動すること。

- 2 受託者は、別に定める「女満別空港消火救難隊業務処理要領」により、女満別空港消火救難隊の構成員として編成されるものとする。

(点検等)

第11条 機械警備機器の機能点検を毎月1回実施し、点検結果を業務担当員に報告しなければならない。点検要領及び報告様式については実施細則で定める。

- 2 前項による機械警備機器の機能点検の結果、異常が認められた場合は、遅滞無く業務担当員に異常の状況等について報告しなければならない。
- 3 警備員は、航空機事故及び犯罪発生等の緊急事態に際して、即応できる体制を常時確保するため、毎日午前7時30分から午前8時までの間に無線通信機器の機能点検を行い、感度及び明瞭度などの確認をしなければならない。なお、点検要領等については実施細則で定める。
- 4 女満別空港管理事務所の閉庁時間帯（21：00から7：30の間）において、警備員が空港内で有感地震を感知した場合は、次のとおりとする。

(1) 速やかに駐車場周辺地区及び場周地区の臨時巡回を実施し、空港設備等の異常の有無を確認しなければならない。また、その結果を警備業務日誌に記載するものとする。

(2) 空港設備等に異常を発見した場合の対応は、実施細則に定める。

(定期報告)

第12条 警備員は巡視状況等の結果について、別に定める警備業務日誌（別添3）を記録し、遅滞無く業務担当員に提出しなければならない。

(経費の負担)

第13条 次に掲げる費用は、受託者の負担とする。

- 1 巡回車に係る燃料等の維持的経費
- 2 報告書類、事務用品その他に係る消耗品等の経費

(供与品)

第14条 北海道は、次に掲げる物品を受託者に無償で供与する。受託者は、供与を受けた後、北海道に物品受領書を提出し、物品借受簿を設けて善良な管理をしなければならない。

(1) 供与品 別添4のとおり

- 2 受託者は、供与品の返納にあたって供与前の正常な状態に整備（旗が屋外掲揚に伴い、劣化した場合を除く。）し、女満別空港管理事務所長が立会して物品返納書をもって北海道に返納するものとする。